

ともにはぐくむ

(令和6年度
制度改正対応)
追補版

介護保険

令和6年4月より、介護保険制度改正、介護報酬改定及び介護保険料の改定等により、「ともにはぐくむ介護保険（令和5年度改訂版）」の内容の一部が変更になります。

「ともにはぐくむ介護保険（令和6年度改訂版）」を刊行するまでの間、令和5年度改訂版から内容が変更となる箇所について、この追補版によりお知らせします。

令和5年度改訂版
6・7ページ参照

令和6年度の介護保険料について

第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度より65歳以上の方の介護保険料が改定されました。国の政令改正等の主旨をふまえ、中・高所得層の保険料を引き上げ、低所得層の保険料を抑制した結果、令和5年度改訂版の6ページ下段で説明している介護保険料の基準額は、令和5年度から据え置きの**70,800円（月額5,900円）**となりました。

令和6年度から令和8年度までの所得段階別保険料は、下表のとおりとなります。

（第8段階～15段階の保険料率と保険料（年額）が変更されています。）

保険料段階	対象となる方	保険料率	保険料（年額）	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方、住民税非課税世帯で前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額 ^{*2} 」が80万円以下の方	0.250 (0.420)	17,700円 (29,700円)	
第2段階	住民税非課税世帯で、前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が	80万円超 120万円以下の方	0.350 (0.550)	24,700円 (38,900円)
第3段階		120万円超の方	0.650 (0.655)	46,000円 (46,300円)
第4段階	住民税課税世帯で本人が住民税非課税、かつ前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が	80万円以下の方	0.800	56,600円
第5段階		80万円超の方	1.000	70,800円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額 ^{*1} が	120万円未満の方	1.080	76,400円
第7段階		120万円以上210万円未満の方	1.260	89,200円
第8段階		210万円以上320万円未満の方	1.395	98,700円
第9段階		320万円以上420万円未満の方	1.635	115,700円
第10段階		420万円以上520万円未満の方	1.760	124,600円
第11段階		520万円以上620万円未満の方	1.985	140,500円
第12段階		620万円以上720万円未満の方	2.095	148,300円
第13段階		720万円以上1,000万円未満の方	2.134	151,000円
第14段階		1,000万円以上2,000万円未満の方	2.295	162,400円
第15段階		2,000万円以上の方	2.338	165,500円

● 表中第1段階～第3段階の（ ）内は低所得者に対する軽減を行う前の保険料率・保険料額です。

※1 合計所得金額

給与所得、雑所得（公的年金に係る所得等）、配当所得、不動産所得、事業所得等を合計した金額（純損失又は雑損失等の繰越控除を適用する前の金額）です。ただし、土地売却等に係る特別控除の適用がある場合には、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除します。

※2 その他の合計所得金額

合計所得金額（※1）から公的年金等に係る雑所得を控除した額です。ただし、当該合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額（租税特別措置法第41条の3の3第2項に規定する所得金額調整控除の適用がある場合は当該控除を適用する前の金額）から10万円を控除します（控除後の金額が0円を下回る場合は0円とします）。

令和6年度の報酬改定に伴う 利用者負担額の変更について

令和5年度改訂版
14・15 ページ
22～33 ページ参照

介護報酬改定に伴い、令和6年4月から（一部サービスについては令和6年6月から）、介護保険のサービス利用料の利用者負担額（自己負担額）が変わります。改定前と改定後の自己負担額の対照表を掲載しますので、ご確認ください。対照表は「めやす」であり、利用しているサービスの内容で変更の内容も異なりますので、詳しくは担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）またはご自身が利用されているサービス提供事業者にお問い合わせください。

対照表の見方について

- ✓ 「ページ」は、当該サービスの「令和5年度改訂版」に掲載されているページ数と対応しています。
- ✓ 「改定前自己負担額」「改定後自己負担額」はどちらも、自己負担1割の費用をめやすとしています。
- ✓ 令和5年度改訂版18ページの自己負担割合の判定基準については、令和6年度の制度改正での変更はありません。

介護予防ケアプラン

令和6年度
制度改正

令和6年4月より、地域包括支援センターの職員のほか、指定を受けた指定居宅介護支援事業所のケアマネジャーが直接、介護予防ケアプラン（令和5年度改訂版23ページ）を作成できるようになりました。

● 介護予防・生活支援サービス事業（令和6年4月1日改定）

ページ	サービス種別・要介護度等	改定前自己負担額	改定後自己負担額	
14	支援強化型通所介護	要支援1・事業対象者	1,786円	1,921円
		要支援2	3,662円	3,868円
15	支え合い訪問介護	要支援1・事業対象者	1,235円	1,235円
		要支援2	2,466円	2,467円
15	総合事業型予防通所介護	要支援1	1,786円	1,921円
		要支援2	3,662円	3,868円
15	支え合い通所介護	要支援1・事業対象者	1,696円	1,825円
		要支援2	3,478円	3,674円

● 居宅・地域密着型サービス（令和6年4月1日改定）

ページ	サービス種別・要介護度等	改定前自己負担額	改定後自己負担額		
23	訪問介護【ホームヘルプサービス】	身体介護中心 20分～30分未満	277円	270円	
		30分～1時間未満	438円	428円	
		生活援助中心 20分～45分未満	203円	198円	
		45分以上	249円	244円	
		通院等乗降介助(1回)	110円	108円	
23	訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)	要支援1・2	942円	946円	
		要介護1～5	1,393円	1,399円	
24	夜間対応型訪問介護	1カ月	1,133円	1,093円	
25	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護のみ利用	要介護1	6,296円	6,018円
			要介護2	11,236円	10,741円
			要介護3	18,656円	17,835円
			要介護4	23,600円	22,561円
			要介護5	28,541円	27,285円
		介護と看護を利用	要介護1	9,185円	8,781円
			要介護2	14,349円	13,717円
			要介護3	21,903円	20,938円
			要介護4	27,000円	25,811円
			要介護5	32,710円	31,270円

ページ	サービス種別・要介護度等	改定前自己負担額	改定後自己負担額				
25	通所介護【デイサービス】	1回あたり(通常規模の施設8～9時間未満利用の場合)	要介護1	712円	715円		
			要介護2	841円	845円		
			要介護3	973円	978円		
			要介護4	1,107円	1,112円		
			要介護5	1,241円	1,248円		
25	地域密着型通所介護	1回あたり(8～9時間未満の利用の場合)	要介護1	833円	837円		
			要介護2	985円	988円		
			要介護3	1,141円	1,145円		
			要介護4	1,299円	1,303円		
			要介護5	1,453円	1,458円		
26	認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)	併設の施設1回あたり(8～9時間未満利用した場合)	要支援1	862円	865円		
			要支援2	963円	965円		
			要介護1	997円	999円		
			要介護2	1,103円	1,105円		
			要介護3	1,211円	1,213円		
			要介護4	1,321円	1,323円		
			要介護5	1,428円	1,431円		
29	短期入所生活介護【ショートステイ】	従来型個室	要支援1	483円	489円		
			要支援2	601円	608円		
			要介護1	646円	653円		
			要介護2	721円	728円		
			要介護3	799円	807円		
			要介護4	873円	883円		
			要介護5	947円	958円		
			多床室	要支援1	483円	489円	
				要支援2	601円	608円	
				要介護1	646円	653円	
		要介護2		721円	728円		
		要介護3		799円	807円		
					要介護4	873円	883円
					要介護5	947円	958円
		ユニット型個室	要支援1	567円	573円		
要支援2	703円		711円				
要介護1	754円		763円				
要介護2	828円		836円				
要介護3	908円		918円				
			要介護4	984円	995円		
			要介護5	1,057円	1,069円		

(前ページから続く)

●居宅・地域密着型サービス (令和6年4月1日改定)

ページ	サービス種別・要介護度等		改定前 自己負担額	改定後 自己負担額	
29	短期入所療養介護 【医療型ショート ステイ】	従来型 個室	要支援1	617円	619円
			要支援2	770円	776円
			要介護1	804円	805円
			要介護2	854円	856円
			要介護3	920円	923円
		要介護4	977円	981円	
		要介護5	1,032円	1,037円	
		多床室	要支援1	652円	675円
			要支援2	821円	831円
			要介護1	884円	887円
	要介護2		936円	940円	
	要介護3		1,003円	1,009円	
	ユニット 型個室 ユニット 型個室の 多床室	要支援1	664円	667円	
		要支援2	836円	843円	
		要介護1	890円	893円	
		要介護2	939円	943円	
		要介護3	1,008円	1,013円	
		要介護4	1,065円	1,072円	
		要介護5	1,121円	1,128円	
		30	小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型 居宅介護)	要支援1	3,724円
要支援2				7,525円	7,551円
要介護1				11,289円	11,326円
要介護2	16,590円			16,646円	
要介護3	24,133円			24,215円	
要介護4	26,635円			26,726円	
30	看護小規模多機能型居宅介護 【複合型サービス】	要介護1	13,471円	13,481円	
		要介護2	18,848円	18,861円	
		要介護3	26,495円	26,513円	
		要介護4	30,050円	30,071円	
		要介護5	33,991円	34,015円	
31	特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生 活介護)	要支援1	5,832円	5,864円	
		要支援2	9,965円	10,029円	
		要介護1	17,238円	17,366円	
		要介護2	19,353円	19,513円	
		要介護3	21,595円	21,756円	
		要介護4	23,646円	23,838円	
31	地域密着型特定施設入居者生 活介護	要介護1	17,366円	17,494円	
		要介護2	19,513円	19,673円	
		要介護3	21,756円	21,948円	
		要介護4	23,838円	24,030円	
		要介護5	26,049円	26,273円	
31	認知症対応型共同生活介護 【グループホーム】 (介護予防認知症対応型共 同生活介護)	要支援2	24,351円	24,383円	
		要介護1	24,479円	24,511円	
		要介護2	25,632円	25,664円	
		要介護3	26,369円	26,401円	
		要介護4	26,914円	26,946円	
31	地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護	従来型 個室	要介護3	23,133円	23,870円
			要介護4	25,376円	26,177円
		多床室	要介護3	23,133円	23,870円
			要介護4	25,376円	26,177円
			要介護5	27,555円	28,420円
	ユニット型 個室 ユニット型 個室の多床室	要介護3	25,729円	26,530円	
		要介護4	28,003円	28,868円	
		要介護5	30,182円	31,111円	

●居宅サービス (令和6年6月1日改定)

ページ	サービス種別・要介護度等		改定前 自己負担額	改定後 自己負担額	
24	訪問看護 (介護予防訪問 看護)	病院・診療 所から	要支援1・2	610円	611円
			要介護1~5	634円	635円
		訪問看護ステ ーションから	要支援1・2	876円	878円
			要介護1~5	908円	910円
24	訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)	要支援1・2	333円	323円	
24	居宅療養管理指導 (介護予防居宅療 養管理指導)	医師の場合(月2回まで)	514円	515円	
		歯科医師の場合(月2回まで)	516円	517円	
		薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円	518円	
		歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円	362円	
26	通所リハビリテーション 【デイケア】	要介護1	820円	826円	
		要介護2	972円	978円	
		要介護3	1,126円	1,133円	
		要介護4	1,306円	1,316円	
		要介護5	1,483円	1,494円	
	※口腔機能向上加 算が2種類に分割	口腔機能向上(月)(IIイ)	174円	168円	
		口腔機能向上(月)(IIロ)	新設	174円	
介護予防 通所リハビリテーション	要支援1	2,224円	2,457円		
	要支援2	4,331円	4,579円		
※運動器機能向上加算 が基本報酬に包含化		運動器機能向上(月)	244円	廃止	

●施設サービス (令和6年4月1日改定)

ページ	サービス種別・要介護度等		改定前 自己負担額	改定後 自己負担額		
32	介護老人福祉施設 【特別養護老人 ホーム】	従来型 個室	要介護3	22,813円	23,454円	
			要介護4	24,992円	25,696円	
			要介護5	27,138円	27,907円	
			多床室	要介護3	22,813円	23,454円
				要介護4	24,992円	25,696円
		要介護5		27,138円	27,907円	
		ユニット型 個室 ユニット型 個室の多床室	要介護3	25,408円	26,113円	
			要介護4	27,619円	28,388円	
			要介護5	29,766円	30,599円	
			32	介護老人保健施設	従来型 個室	要介護1
要介護2	24,319円					24,447円
要介護3	26,305円	26,530円				
要介護4	28,003円	28,292円				
要介護5	29,637円	29,862円				
多床室	要介護1	25,248円			25,408円	
	要介護2	26,786円			27,010円	
	要介護3	28,772円			29,093円	
	要介護4	30,406円			30,791円	
	要介護5	32,137円			32,425円	
ユニット型 個室 ユニット型 個室の多床室	要介護1	25,504円	25,696円			
	要介護2	26,946円	27,170円			
	要介護3	28,933円	29,253円			
	要介護4	30,631円	31,015円			
	要介護5	32,329円	32,617円			
32	介護療養型医療施設	令和6年3月末で廃止				
32	介護医療院	従来型 個室	要介護1	22,877円	23,101円	
			要介護2	26,401円	26,658円	
			要介護3	33,963円	34,283円	
			要介護4	37,199円	37,551円	
			要介護5	40,082円	40,467円	
		多床室	要介護1	26,433円	26,690円	
			要介護2	29,926円	30,214円	
			要介護3	37,519円	37,872円	
			要介護4	40,723円	41,108円	
			要介護5	43,639円	44,055円	
		ユニット型 個室 ユニット型 個室の多床室	要介護1	26,978円	27,234円	
			要介護2	30,470円	30,759円	
			要介護3	38,064円	38,416円	
			要介護4	41,268円	41,652円	
			要介護5	44,184円	44,600円	

福祉用具の貸与・販売の選択制について

令和5年度改訂版
27ページ参照

令和6年4月より、一部の福祉用具について、「福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）」と「特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）」のいずれかを利用者が選択できる制度が導入されます。

選択制の対象になる福祉用具は次の4種類です。

- 固定用スロープ
- 歩行器（車を除く）
- 単点杖（松葉づえを除く）
- 多点杖

※ 詳しくは、介護支援専門員（ケアマネジャー）にお問い合わせください。

※ 指定を受けていない事業者から貸与又は購入した場合は、介護保険による給付（支給）の対象にはなりませんので、ご注意ください

乳酸飲料配布事業の終了について

令和5年度改訂版
35ページ参照

高齢者のみまもりに関する支援として実施しておりました「**乳酸飲料配布事業**」は、令和6年3月末をもって事業を終了しました。

その他のみまもりに関する事業（「みまもりネットワーク事業」「配食サービス事業」「救急通報システム事業」等の事業）は、令和6年4月以降も継続して実施しますので、みまもりを必要としている方は、担当の地域包括支援センター等へご相談ください。

地域包括支援センターの受付時間について

令和5年度改訂版
38・39ページ参照

令和6年4月1日より、**地域包括支援センターの受付時間**が下記のとおり変更になりましたので、ご注意ください。包括支援センターの場所・連絡先等は、令和5年度改訂版の39ページをご覧ください。

地域包括支援センターの受付時間（令和6年4月以降）

月曜日～土曜日 午前9時～午後5時30分

（祝日、国民の休日、年末年始を除く）

上記受付時間外であっても、緊急電話は受け付けています。

- ※ 地域包括支援センターを運営する法人本部につながります
- ※ 各地域包括支援センター本部は、土曜日がお休みです。

来所によるご相談は、
事前に電話での予約
をお願いします。